

紙入札方式での参加について

- 1 やむをえない事情により電子入札に参加できない場合は紙入札方式にて入札に参加していただきます。直ちに発注機関に連絡を取り、下記の書類を発注機関へ提出してください。

※ なお、単なるパソコンの故障、カードの紛失等は紙入札方式での参加を認めていません。

※ また、会社に関する項目に変更が生じた場合は、下記の書類を提出する前に「千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿」の変更を完了させている必要があります。(別添参照)

【必要書類】

① 紙入札方式参加届出書

② 事情が確認できる書類

(ア) 電子入札業者が、ＩＣカードの記載事項（名義人等）の変更によりＩＣカード再発行の申請中
の場合⇒認証局へのＩＣカード発行申請書の写し等

(イ) 電子入札業者を、自然災害等によりパソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、入札締切日時までに入札書が提出できない場合⇒災証明書、利用しているプロバイダーの通信障害の記録等

- 2 紙入札方式参加届出書の提出後、下記の書類を入札開始日時から入札提出締切日時までに発注機関へ提出してください。

【必要書類】

① 入札書（くじ番号を必ず記入すること）（注１）

② 誓約書（注１）

③ 年間代理人の委任状の写し（注２）

④ 工事費内訳書・・・27年4月からすべての建設工事の入札において提出となります。

⑤ 専任配置予定技術者の従事工事等の状況（注３）

※ 入札書と工事費内訳書は別々に封印してお持ちください。

（注１）入札書、誓約書は代表者、もしくは年間代理人の記名、押印のみ認めます。

（注２）年間代理人にて入札を行う場合のみ必要です。

（注３）入札公告等において、提出を求められる場合のみ必要です。

◎ 様式はこちらのアドレスからダウンロードしてください。

入札に参加される方へ

千葉県の入札・契約締結を行うためには、下記の①～④の項目が全て一致していることが必須となります。

- ①会社に関する項目（商号、代表職名、代表者名、所在地等）
- ②千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿
- ③ＩＣカード（紙による入札書・見積書を含む）
- ④契約関係書類（契約書、着工届、工程表、請求書等）

会社に関する項目に変更があった場合

千葉県への入札参加資格については、変更後ただちに、資格申請システムで変更届を作成し、必要な書類を添えて千葉県電子自治体共同運営協議会へ提出してください。

（変更するまでは入札・契約できない項目：「商号又は名称」、「主たる営業所の所在地」、「法人の代表者」、「職名」、「実印」、「使用印」、「指名通知等を受ける事務所に係る事項」及び「契約代理人に係る事項」（所在地、営業所名、営業所代表者職名、営業所代表者氏名））

また、電子入札に使用するＩＣカードも使用できなくなります。

そのため、変更・再登録も忘れずに行ってください。

変更を行わずに、入札・契約を行うと

入札参加資格の「指名停止措置等」を受けることがあります。

変更手続の注意事項

「商号又は名称」、「主たる営業所の所在地」、「法人の代表者」の変更があった場合、登記簿謄本に加え、下記の書類も添付書類として使用可能としております。 変更時は迅速な申請をお願いいたします。

○株主総会（取締役会）の議事録の写し 等

※入札参加資格者名簿に関する基本的な手続については、千葉県電子自治体共同運営協議会（０４３－４４１－５５５１）へ問い合わせてください。